

福県医発第1779号（地）
平成20年11月21日

各医師会長 殿



福岡県医師会
会長 横倉義武
(公印省略)

労災保険における「移送の取扱いについて」の一部改正について

労災保険においては、被災労働者の住居地または勤務地から、一定距離における労災指定医療機関等への通院に対し、通院費を支給しているところですが、医療の専門化・高度化及び交通の利便性の向上等から、通院費の支給範囲の見直しが行われ、平成20年11月1日より、労災保険における「移送の取扱いについて」（昭和37年9月18日付け基発第951号）が一部改正された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。（別紙1及び2を参照）

本改正に伴い、厚生労働省が周知広報用のポスター等を作成し、平成20年12月末までに直接、全労災指定医療機関あてに配布する予定ですので、併せてご連絡申し上げます。

今回の改正は、医療機関に直接関係するものではありませんが、患者さんにとっては支給の範囲が拡大される内容となっているため、周知広報用ポスター等の窓口への掲示にあたり、貴会におかれましても、ご丁知いただき、会員各位へのご協力が得られますよう、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

労災保険担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉

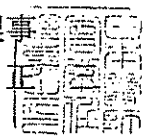
(保 175)

平成20年11月11日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

石 井 正



労災保険における「移送の取扱いについて」の一部改正について

労災保険においては、被災労働者の住居地または勤務地から、一定距離における労災指定医療機関等への通院に対し、通院費を支給しているところですが、医療の専門化・高度化及び交通の利便性の向上等から、通院費の支給範囲の見直しが行われ、平成20年11月1日より、労災保険における「移送の取扱いについて」（昭和37年9月18日付け基発第951号）が一部改正されました。（添付資料2、添付資料3を参照）

本改正に伴い、厚生労働省より周知広報用のポスター等を作成し、平成20年12月下旬までに全労災指定医療機関あてに配布する旨の連絡があり、本会あてに協力依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

今回の改正は、医療機関に直接関係するものではありませんが、患者さんにとっては支給の範囲が拡大される内容となっているため、周知広報用ポスター等の窓口への掲示にあたり、貴会関係会員のご協力が得られますよう、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、周知広報用ポスター等につきましては、入手でき次第、あらためてご連絡させていただきます。

<添付資料>

1. 「移送の取扱いについて」の一部改正に伴う周知について（依頼）
（平 20.10.31 基労補発第 1031001 号 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長通知）
2. 「移送の取扱いについて」の一部改正について
（平 20.10.30 基発第 1030001 号 厚生労働省労働基準局長通知）
3. 移送のうち通院を取り扱うに当たって留意すべき事項について
（平 20.10.30 基労補発第 1030001 号 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長通知）



基勞補発第 1031001 号
平成 20 年 10 月 31 日

社団法人日本医師会
常任理事 石井 正三 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補 償 課 長

「移送の取扱いについて」の一部改正に伴う周知について（依頼）

日頃より労災補償行政の運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険においては、被災労働者が療養のための通院に要した費用を支給しているところですが、医療の専門化・高度化や交通の利便性等の高まり等により、傷病労働者の通院事情が大きく変化していることから、通院費の支給対象の範囲の見直しを行い、本年 11 月 1 日以降の通院から適用することとしたところです。

つきましては、周知広報用のポスター等を、平成 20 年 12 月末までに、厚生労働省から都道府県労働局及び全労災指定医療機関あてに配布するとともに、厚生労働省ホームページに改正概要を掲載する予定としておりますので、貴会におかれましても、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

別 紙 1

基 発 第 1030001 号

平成 20 年 10 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

「移送の取扱いについて」の一部改正について

移送の取扱いについては、昭和 37 年 9 月 18 日付け基発第 951 号「移送の取扱いについて」(最終改正昭和 48 年 2 月 1 日付け基発第 48 号。以下「移送の取扱いについて」という。)により行っているところであるが、今般、移送のうち通院(以下「通院費」という。)の取扱いについて、傷病労働者の通院事情を踏まえ、下記 2 のとおり一部改正し、本年 11 月 1 日以降に生じた移送から適用することとしたので、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

1 通院費の取扱いの改正の趣旨

通院費については、傷病労働者の住居地又は勤務先からおおよそ 4 キロメートルの範囲内にある当該傷病の診療に適した労災病院又は労災指定医療機関への通院を基本として支給してきたところであるが、医療の専門化・高度化や交通の利便性の高まり等により、傷病労働者の通院事情が大きく変化していることから、通院費の支給対象の範囲を見直すものである。

2 「移送の取扱いについて」の記の 1 (3) を、次のように改める。

「(3) 通院

イ 傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)内に存在する当該傷病の診療に適した労災病院又は労災指定医

療機関（以下「労災指定医療機関等」という。）への通院（傷病労働者の住居地又は勤務地から片道２キロメートル以上の通院に限る。）。

ロ 傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村内に当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等が存在しない場合、又は交通事情等の状況から傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内の当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院の方が利便性が高いと認められる場合における傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内にある当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院（傷病労働者の住居地又は勤務地から片道２キロメートル以上の通院に限る。）。

ハ 傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村内及び傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内に当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等が存在しない場合における最寄りの当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院（傷病労働者の住居地又は勤務地から片道２キロメートル以上の通院に限る。）。

ニ 傷病労働者の住居地又は勤務地から片道２キロメートル未満の通院であっても、傷病労働者の傷病の症状の状態からみて、交通機関を利用しなければ通院することが著しく困難であると認められる場合における当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院。

ホ 労働基準監督署長が診療を受けることを勧告した労災指定医療機関等への通院。」

新	旧
移送の取扱いについて 労災保険法第13条第1項第6号に掲げる標記については、従来その取扱が各局まちまちになっているものが少ない実情にかんがみ、今般、従前の通達等を総合的に検討して下記のとおり取扱うこととしたので、自今この通達によって運用されたい。 なお、柔道整復師等にかかわる移送の取扱いについても、これに準ずるものであるから念のため申し添える。 おつて、従前の通達のうち、別表に掲げる通達以外の通達は廃止する。 記 1. 移送の範囲 (1) (略) (2) (略) (3) 通院 <u>イ 傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）内に存在する当該傷病の診療に適した労災病院又は労災指定医療機関（以下「労災指定医療機関等」という。）への通院（傷病労働者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上の通院に限る。）。</u>	移送の取扱いについて 労災保険法第13条第1項第6号に掲げる標記については、従来その取扱が各局まちまちになっているものが少ない実情にかんがみ、今般、従前の通達等を総合的に検討して下記のとおり取扱うこととしたので、自今この通達によって運用されたい。 なお、柔道整復師等にかかわる移送の取扱いについても、これに準ずるものであるから念のため申し添える。 おつて、従前の通達のうち、別表に掲げる通達以外の通達は廃止する。 記 1. 移送の範囲 (1) (略) (2) (略) (3) 通院 <u>イ 傷病労働者の住居地又は勤務先からおおよそ4キロメートルの範囲内にある当該傷病の診療に適した指定医療機関へ通院する場合であつて交通機関の利用距離（住居地と勤務地との間は除く。）が片道2キロメートルをこえる通院。</u> <u>ただし、当該傷病の症状の程度よりみて交通機関を使用しなければ通院することがいちぢるしく困難であると認められる者についてはこの限りでない。</u>

ロ <u>傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村内に当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等が存在しない場合、又は交通事情等の状況から傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内の当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院の方が利便性が高いと認められる場合における傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内にある当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院（傷病労働者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上の通院に限る。）。</u>	
ハ <u>傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村内及び傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内に当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等が存在しない場合における最寄りの当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院（傷病労働者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上の通院に限る。）。</u>	ロ <u>傷病労働者の住居地又は勤務先からおおよそ4キロメートルの範囲内に当該傷病の診療に適した指定医療機関がないために4キロメートルをこえる最寄りの指定医療機関への通院。</u>
ニ <u>傷病労働者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル未満の通院であっても、傷病労働者の傷病の症状の状態からみて、交通機関を利用しなければ通院することが著しく困難であると認められる場合における当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院。</u>	
ホ <u>労働基準監督署長が診療を受けることを勧告した労災指定医療機関等への通院。</u>	ハ <u>労働基準監督署長が診療を受けることを勧告した医療機関への通院。</u>
2. (略)	2. (略)
3. (略)	3. (略)
別表 (略)	別表 (略)

参考：改正後（別表省略）

移送の取扱いについて

（昭和 37 年 9 月 18 日付け基発第 951 号）

改正 昭和 48 年 2 月 1 日付け基発第 48 号

改正 平成 20 年 10 月 30 日付け基発第 1030001 号

労災保険法第 13 条第 1 項第 6 号に掲げる標記については、従来その取扱いが各局まちまちになっているものが少なくない実情にかんがみ、今般、従前の通達等を総合的に検討して下記のとおり取り扱うこととしたので、自今この通達によって運用されたい。

なお、柔道整復師等にかかわる移送の取扱いについても、これに準ずるものであるから念のため申し添える。

おって、従前の通達のうち、別表に掲げる通達以外の通達は廃止する。

記

1 移送の範囲

（1）災害現場等から医療機関への移送

災害現場から医療機関への傷病労働者の移送及び療養中の傷病労働者に入院の必要が生じ、自宅等から医療機関に収容するための移送。

（2）転医等に伴う移送

イ 労働基準監督署長の勧告による転医（転地療養又は帰郷療養を含む。以下同じ。）又は、傷病労働者の診療を行っている医師の指示による転医又は対診のための移送。

ロ 傷病労働者の診療を行っている医師の指示による退院に必要な移送。

（3）通院

イ 傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）内に存在する当該傷病の診療に適した労災病院又は労災指定医療機関（以下「労災指定医療機関等」という。）への通院（傷病労働者の住居地又は勤務地から片道 2 キロメートル以上の通院に限る。）。

- ロ 傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村内に当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等が存在しない場合、又は交通事情等の状況から傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内の当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院の方が利便性が高いと認められる場合における傷病労働者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内にある当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院（傷病労働者の住居地又は勤務地から片道２キロメートル以上の通院に限る。）。
- ハ 傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村内及び傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内に当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等が存在しない場合における最寄りの当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院（傷病労働者の住居地又は勤務地から片道２キロメートル以上の通院に限る。）。
- ニ 傷病労働者の住居地又は勤務地から片道２キロメートル未満の通院であっても、傷病労働者の傷病の症状の状態からみて、交通機関を利用しなければ通院することが著しく困難であると認められる場合における当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院。
- ホ 労働基準監督署長が診療を受けることを勧告した労災指定医療機関等への通院。

2 費用の範囲

移送費として支給する費用は、当該労働者の傷病の状況等からみて、一般に必要と認められるもので、傷病労働者が現実に出す費用とすること。

なお、傷病労働者の移送に従事する者の日当は次により算定すること。

- (1) 付添看護人の日当は、当該地域において一般に看護人の日当として支払われている料金を基準として計算した額を限度とすること。
- (2) 傷病労働者と同一事業所に勤務する労働者が移送に従事した場合の日当は、当該労働者の通常の労働日の賃金を基準として計算した額を限度とすること。
- (3) 傷病労働者の配偶者及び二親等内の血族が移送に従事する場合には、当該親族にかかわる費用のうち、日当は支給しないこと。

3 費用の請求

- (1) 労災保険法施行規則第9条第3項の移送に要した費用の額を証明する書類は、原則として領収書によること。

なお、国鉄又はバス運賃等で療養補償費請求書「⑩療養の内容」欄の診療実日数によって、その費用を算定できるものについては、前記の書類の添付を必要としないこと。

- (2) 傷病労働者の診療を行っている医師の指示による転医又は対診の場合には療養補償費請求書「⑩傷病の経過の概要」欄にその指示を行った旨の記載を受けるように指導すること。

基労補発第 1030001 号

平成 20 年 10 月 30 日

都道府県労働局

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補 償 課 長

移送のうち通院を取り扱うに当たって留意すべき事項について

「移送の取扱いについて」（昭和 37 年 9 月 18 日付け基発第 951 号。以下「局長通達」という。）の一部改正については、平成 20 年 10 月 30 日付け基発第 1030001 号により指示されたところであるが、移送のうち通院（以下「通院費」という。）を取り扱うに当たって留意すべき事項について、下記のとおり定めたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 支給対象の通院

（1）診療に適した労災指定医療機関等

局長通達の記の 1（3）ロ及びハの「診療に適した労災指定医療機関等」については、原則として、標榜している診療科目により、判断して差し支えないこと。

ただし、傷病の程度若しくは種類又は必要とされる医療の内容によっては、標榜している診療科目を有する医療機関においても適切な診療を実施することが可能とは限らないことから、診療機器の整備状況、専門的知識・経験を有する医師等の有無等を考慮し、当該傷病に関し適切な診療を実施できる体制が確保されているかを判断すること。

（2）隣接する市町村

傷病労働者の住居地又は勤務地によっては、交通事情等の状況から、同一の市

町村（特別区を含む。以下同じ。）よりも、隣接する市町村内の診療に適した労災指定医療機関等への通院の方が利便性が高いと判断できる場合があることから、局長通達の記の1（3）ロにおいて、傷病労働者の通院の実態を踏まえ、傷病労働者の住居地又は勤務地と同一市町村内に診療に適した労災指定医療機関等があっても、隣接する市町村内の診療に適した労災指定医療機関等への通院を通院費の支給対象としたものである。

（3）最寄りの当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等

局長通達の記の1（3）ハの「最寄りの当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等」については、原則として、傷病労働者が通院に要する距離により判断すること。

ただし、山間地等交通の便が著しく悪い地域においては、交通事情等の状況を踏まえ、当該地域の通院の実情等を考慮し、必要があると認められる場合は、傷病労働者が通院に要する距離にかかわらず、診療に適した労災指定医療機関等への通院を通院費の支給対象として差し支えない。

（4）通院期間中に新たな労災指定医療機関等が開設された場合の取扱い

傷病労働者の住居地又は勤務地と同一市町村内に診療に適した労災指定医療機関等が存在していなかったため、同一市町村以外の診療に適した労災指定医療機関等に通院していたが、通院期間中に、同一市町村内に新たに診療に適した労災指定医療機関等が開設された場合は、原則として新たに開設された当該労災指定医療機関等への通院を通院費の支給対象とすること。

ただし、当該傷病労働者の症状の程度、診療経過、今後の診療方針、診療見込み等を考慮して、従来から通院している労災指定医療機関等への通院が妥当であると認められる場合は、当該通院を通院費の支給対象として差し支えない。

（5）傷病労働者が通院期間中に転居等をした場合の取扱い

住居地と同一市町村内の診療に適した労災指定医療機関等に通院していた傷病労働者が、他の市町村に転居するなどの事情により、新たな住居地と同一市町村内に診療に適した労災指定医療機関等が存在することとなった場合、原則として新たな住居地と同一の市町村内に存在する当該労災指定医療機関等への通院を通院費の支給対象とすること。

ただし、当該傷病労働者の症状の程度、診療経過、今後の診療方針、診療見込

み等を考慮して、従来から通院している労災指定医療機関等への通院が妥当であると認められる場合は、当該通院を通院費の支給対象として差し支えない。

(6) 傷病労働者が退院した場合の取扱い

傷病労働者の住居地又は勤務地と同一市町村以外の診療に適した労災指定医療機関等に入院していた者の退院後の通院については、原則として住居地又は勤務地と同一の市町村内に存在する診療に適した労災指定医療機関等への通院を通院費の支給対象とすること。

ただし、診療又は検査等のために、入院していた労災指定医療機関等への通院が特に必要と認められる場合は、入院していた労災指定医療機関等への通院を通院費の支給対象として差し支えない。

なお、上記支給に当たっては、主治医等の意見を踏まえ、同一労災指定医療機関等の下での療養の必要性等を判断すること。

2 非労災指定医療機関等に係る通院費の取扱いについて

非労災指定医療機関及び柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師の施術所に係る通院費についても、労災指定医療機関等に係る通院費に準じて取り扱うものとする。

3 施行期日

本通達は平成 20 年 11 月 1 日から施行することとし、昭和 59 年 11 月 20 日付け補償課長事務連絡第 32 号「通院費の取扱いについて」及び平成 17 年 10 月 31 日付け基労補発第 1031001 号「中皮腫の診療のための通院費の支給について」は、平成 20 年 10 月 31 日をもって廃止する。

新	旧
移送のうち通院を取り扱うに当たって留意すべき事項について (平成 20 年 10 月 30 日付け基労補発第 1030001 号) 「移送の取扱いについて」(昭和37年 9 月 18 日付け基発第951号。以下「局長通達」という。)の一部改正については、平成20年10月30日付け基発第1030001号により指示されたところであるが、移送のうち通院(以下「通院費」という。)を取り扱うに当たって留意すべき事項について、下記のとおり定めたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。 記 1 支給対象の通院	通院費の取扱いについて (昭和 59 年 11 月 20 日付け補償課長事務連絡第 32 号) 標記については、昭和 48 年 2 月 1 日付け基発第 48 号通達(以下「通達」という。)により実施しているところであるが、一部斉一性を欠く取扱いがみられ種々問題が生じてきている実態にかんがみ、今後、下記により取扱いの統一を図ることとしたので、これらの趣旨等を十分に理解のうえ、通達の運用に遺憾のないよう配意されたい。 なお、非指定医療機関、柔道整復師等に係る通院費についてもこの取扱いに準ずるものであるので念のため申し添える。 記 1 通達記 1 の(3)のイ「傷病労働者の住居地又は勤務地からおおよそ 4 キロメートルの範囲内にある当該傷病に適した指定医療機関であって交通機関の利用距離(住居地と勤務地との間は除く。)が片道 2 キロメートルを超える通院」の考え方について (1) 「おおよそ 4 キロメートルの範囲内」を判断するに当たっては、近年の住宅地の開発及び交通機関の発達等に伴い、特に都市地域への転医又は通院が見受けられること等もあり、単に 4 キロメートルという数字のみにとらわれることなく、傷病労働者の住居地又は勤務地(以下「起点」という。)における地域住民の通院の慣行、交通事情等をも考慮すること。

(1) 診療に適した労災指定医療機関等

局長通達の記の1(3)ロ及びハの「診療に適した労災指定医療機関等」については、原則として、標榜している診療科目により、判断して差し支えないこと。

ただし、傷病の程度若しくは種類又は必要とされる医療の内容によっては、標榜している診療科目を有する医療機関においても適切な診療を実施することが可能とは限らないことから、診療機器の整備状況、専門的知識・経験を有する医師等の有無等を考慮し、当該傷病に関し適切な診療を実施できる体制が確保されているかを判断すること。

(2) 隣接する市町村

傷病労働者の住居地又は勤務地によっては、交通事情等の状況から、同一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）よりも、隣接する市町村内の診療に適した労災指定医療機関等への通院の方が利便性が高いと判断できる場合があることから、局長通達の記の1(3)ロにおいて、傷病労働者の通院の実態を踏まえ、傷病労働者の住居地又は勤務地と同一市町村内に診療に適した労災指定医療機関等があっても、隣接する市町村内の診療に適した労災指定医療機関等への通院を通院費の支給対象としたものである。

(3) 最寄りの当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等

局長通達の記の1(3)ハの「最寄りの当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等」については、原則として、傷病労働者が通院に要する距離により判断すること。

ただし、山間地等交通の便が著しく悪い地域においては、交通事情等の状況を踏まえ、当該地域の通院の実情等を考慮し、必要があると認められる場合は、傷病労働者が通院に要する距離にかかわらず、診療に適した労災指定医療機関等への通院を通院費の支給対象として差し支えない。

(2) 「当該傷病に適した指定医療機関」（以下「診療指定医」という。）かどうかを判断するに当たっては、単に内科、外科等の標榜している診療科目にとらわれることなく、診療機器・設備内容等傷病労働者の診療に支障を来さない体制が確保されているか等を勘案すること。

(3) 具体的な取扱例を示せば以下のとおりである。

① 起点からおおよそ4キロメートルの範囲内に診療指定医はあるが、4キロメートルを超える最寄りの診療指定医への通院の方がより交通の便がよく、通常そこへ通院することが妥当であると判断できる場合には、当該通院費を支給して差し支えないこと。

⑤ 山間僻地における通院費の取扱いについては、指定医療機関が少ないこと、交通の便が悪いこと等の事情があるため、特に当該地域の通院の実情、指定医療機関の受入れ体制等を考慮し、必要に応じその通院に係る通院費を支給して差し支えないこと。

(4) 通院期間中に新たな労災指定医療機関等が開設された場合の取扱い

傷病労働者の住居地又は勤務地と同一市町村内に診療に適した労災指定医療機関等が存在していなかったため、同一市町村以外の診療に適した労災指定医療機関等に通院していたが、通院期間中に、同一市町村内に新たに診療に適した労災指定医療機関等が開設された場合は、原則として新たに開設された当該労災指定医療機関等への通院を通院費の支給対象とすること。

ただし、当該傷病労働者の症状の程度、診療経過、今後の診療方針、診療見込み等を考慮して、従来から通院している労災指定医療機関等への通院が妥当であると認められる場合は、当該通院を通院費の支給対象として差し支えない。

(5) 傷病労働者が通院期間中に転居等をした場合の取扱い

住居地と同一市町村内の診療に適した労災指定医療機関等に通院していた傷病労働者が、他の市町村に転居するなどの事情により、新たな住居地と同一市町村内に診療に適した労災指定医療機関等が存在することとなった場合、原則として新たな住居地と同一の市町村内に存在する当該労災指定医療機関等への通院を通院費の支給対象とすること。

ただし、当該傷病労働者の症状の程度、診療経過、今後の診療方針、診療見込み等を考慮して、従来から通院している労災指定医療機関等への通院が妥当であると認められる場合は、当該通院を通院費の支給対象として差し支えない。

(6) 傷病労働者が退院した場合の取扱い

傷病労働者の住居地又は勤務地と同一市町村以外の診療に適した労災指定医療機関等に入院していた者の退院後の通院については、原則として住居地又は勤務地と同一の市町村内に存在する診療に適した労災指定医療機関等への通院を通院費の支給対象とすること。

ただし、診療又は検査等のために、入院していた労災指定医療機関等への通院が特に必要と認められる場合は、入院していた労災指定医療機関等への通院を通院費の支給対象として差し支えない。

② 起点からおおよそ4キロメートルの範囲内に診療指定医がなかったため、4キロメートルを超える最寄りの診療指定医へ通院していたが、その後4キロメートル以内の地域に新たに診療指定医が設置された場合には、原則として新たに設置された診療指定医への通院が通院費の支給対象となるものであること。

しかしながら、新たに設置された診療指定医の実情、当該傷病労働者の症状、診療経過・今後の診療方針・診療見込み等を考慮し、従来から通院している診療指定医への通院が妥当であると認められる場合には、その通院に係る通院費を支給して差し支えないこと。

(例えば、新たに設置された指定医療機関が診療指定医であったとしても間もなく治癒が見込まれる者の場合にあっては、従来から通院していた診療指定医までの通院費。)

③ 起点からおおよそ4キロメートルの範囲内の診療指定医へ通院していた者が、転居等の事情により、当該診療指定医への通院が4キロメートルを超えることとなった場合については、前記2の取扱いに準ずるものであること。

④ 起点から4キロメートルを超える地域の診療指定医に入院していた者が退院後、起点からおおよそ4キロメートルの範囲内に診療指定医があるにもかかわらず、入院していた診療指定医へ通院する場合は、当該傷病労働者の主治医等の意見をも勘案し、必要と認められる場合には、当分の間の診療のための通院、又は月1回程度の検査、経過観察等のための通院については、その通院費を支給して差し支えないこと。

なお、「当分の間」の判断に当たっては、主治医等の意見、症状、療養上の必要性、その他の状況等を考慮すること。また、「検査、経過観察等」

なお、上記支給に当たっては、主治医等の意見を踏まえ、同一労災指定医療機関等の下での療養の必要性等を判断すること。

2 非労災指定医療機関等に係る通院費の取扱いについて

非労災指定医療機関及び柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師の施術所に係る通院費についても、労災指定医療機関等に係る通院費に準じて取り扱うものとする。

3 施行期日

本通達は平成 20 年 11 月 1 日から施行することとし、昭和59年11月20日付け補償課長事務連絡第32号「通院費の取扱いについて」及び平成17年10月31日付け基労補発第1031001号「中皮腫の診療のための通院費の支給について」は、平成20年10月31日をもって廃止する。

については、必要最小限のものであること。

⑥ なお、上記①から⑤までの4キロメートルを超える通院の範囲については、原則として、起点の所在する市町村若しくは特別区（東京 23 区のそれぞれの区をいう。以下同じ。）、又はこれに隣接する市町村若しくは特別区の範囲を限度とすること。

2 その他

- (1) 4キロメートルを超える通院費の支給に当たっては従来どおりその理由等を明らかにしておくこと。
- (2) 非指定医療機関への通院に係る取扱いについても上記に準ずるものであるが、療養(補償)給付は、労災病院、指定医療機関の行う療養の給付を原則とするものであることに留意すること。

3 実施時期等

この取扱いは、昭和 59 年 12 月 1 日以降に支給事由の生じたものについて適用するものであること。

なお、昭和 59 年 11 月 30 日現在支給している者で、引き続き支給することとなる者のうち、当初支給する際に当たって特別の事情があった者については、本内かんの趣旨等を十分に説明し、今後適正な給付が図られるよう特段の配慮をすること。